

令和3年9月27日
文化庁著作権課

「著作権法施行令の一部を改正する政令案」及び「著作権法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

標記のパブリックコメント募集について、令和3年8月26日から令和3年9月15日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、本件に係る御意見を9件いただきました。

いただいた御意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

分野	主な御意見の概要	御意見に対する考え方
1. 指定報酬 管理事業者等 に関する手続 について	賛成する。	—
2. 報酬又は 補償金の額に 関する裁定の 申請について	賛成する。	—
3. 記録保存 所について	賛成する。適宜、報告事項として必要と認められる事項が出てくれば、柔軟に、政省令を改正することを検討していただきたい。	賛成の御意見として承りました。 今後、報告事項について見直しの要否も含め必要に応じて検討してまいります。
4. 著作物の 放送等に関する 裁定の著作 隣接権への準 用について	賛成する。	—
5. 放送番組 のデジタル方式 の複製を防止 等するための 措置について	放送同時配信はストリーミング形式を以って、複製防止措置がなされていると判断すべきと考えます。(同旨2件)	賛成の御意見として承りました。
	<p>「著作権法施行令の一部を改正する政令案」及び「著作権法施行規則の一部を改正する省令案」の概要」では、「視聴者が放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製を行うために必要な送信元識別符号等(ダウンロードボタン等)の提供を行わない措置を定めることとする。」(以下「本省令案」といいます。)としています。</p> <p>「本省令案」は、新法第2条第1項第9号の7ハ(以下「本規定」といいます。)で文部科学省令に委任している「放送同時配信等のデジタル方式の複製を抑止又は防止する措置」の内容を定めるものですが、「本規定」の委任の範囲から逸脱していると考えます。</p> <p>以下、その理由を申し述べます。</p> <p>(1) 抑止又は防止の対象である「複製」について同一法令上の同一の文言は、法体系の統一性・整合</p>	<p>新法第2条第1項第9号の7ハは、私的目的でのダウンロードなど、法律上は適法に行うことができる著作物等の利用についても抑止又は防止することができるよう、一定の技術的制限を設ける趣旨で規定するものであり、「技術的保護手段」の定義として著作権等の侵害行為に対応するための抑止又は防止の機能を求める法第2条第1項第20号とはその趣旨・目的を異にしています。</p> <p>このため、新法第2条第1項第9号の7ハと法第2条第1項第20号とは規定の仕方が異なっており、</p>

性及び法令解釈の統一性・整合性の観点から同一の内容とすべきだと考えます。その点で現行法第2条第1項第20号との統一性・整合性を維持することが必要だと考えます。

現行法第2条第1項第20号では、「著作権等」を「侵害する行為の防止又は抑止をする手段」を「技術的保護手段」として定めています。

新法の「本規定」とは若干表現は違いますが、同一の内容を含む規定です。同条では防止又は抑止の対象は「複製」を含む「著作権等」ですが、同条では、防止又は抑止の対象を支分権該当行為とし、支分権該当行為以外を防止又は抑止する手段を同条の対象外として区別してきました。

「著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ（技術的保護・管理関係）報告書」（平成10年1月）第2章第4節1. では、「著作物等の使用や受信といった著作権等の支分権の対象外の行為を技術的に制限する手段もあるため、これらの取扱いをどう考えるかという問題がある。いわゆるアクセスコントロールの問題である。」と述べています。また、平成23年1月の「文化審議会著作権分科会報告書」88頁でも「複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限する「機能」を有していると評価される保護技術については、技術的保護手段の対象とすることが適当であること」としています。

このように、支分権該当行為を防止又は抑止することと、支分権該当行為以外を防止又は抑止することとを区別しています。

「送信元識別符号等（ダウンロードボタン等）の提供を行わない措置」は、支分権該当行為である複製行為そのものを防止又は抑止するものではなく、複製の前段階の複製対象物へのアクセスを困難にするものです。

したがって、「本省令案」の措置は、従来から複製制御とは考えられていなかったはずで、「複製」を抑止又は防止する措置と呼ぶことはできないと考えます。

「抑止」についても、新法第2条第1項第9号の7ハでは「著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。」との限定をしております。

新法第2条第1項第9号の7ハで求められているのは、放送番組又は有線放送番組のダウンロードを防止又は抑止するための措置であるところ、「視聴者が放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製を行うために必要な送信元識別符号等（ダウンロードボタン等）の提供を行わない措置」を定めることにより、少なくともダウンロードの抑止になると考えられることから、原案のような内容としております。

(2)「抑止」について

「抑止」とはおさえてとめることを意味しますから、「抑止」の対象を積極的に止める措置であることが必要であると考えます。

また、現行法第2条第1項第20号の3番目のかっこ書きで、「抑止」を「著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。」と定めています。同じ法第2条第1項において用いられる「抑止」は同一の内容を意味すると解さなければ、法体系・法解釈の統一性・整合性を欠くことになり、無用な混乱を招来することになります。

「本省令案」の措置は、抑止の対象である「複製」の結果に著しい障害を生じさせる措置ではありませんので、新法「本規定」の「抑止」措置に該当するものではないと考えます。

(3)「防止」について

「防止」とは、ふせぎとめることを意味しますので、「防止」の対象である複製を積極的に止める措置であることが必要であると考えます。

現行法第2条第1項第20号においては、防止とは「行為それ自体を止めること」(加戸守行『著作権法逐条講義』((著作権情報センター、六訂新版、2013)63頁)とされています。同じ法第2条第1項において用いられる「防止」は同一の内容を意味すると解さなければ、法体系・法解釈の統一性・整合性を欠くことになり、無用な混乱を招来することになります。

「本省令案」の措置は、複製行為それ自体を止めるものではありませんので、複製「防止」措置に該当するものではないと考えます。

(4)「措置」について

複製抑止又は防止「措置」は、現行法第47条の2でも規定されています。

同条では、美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等に関し「これらの著作物の複製又は当該公衆送信を受信して行うこれらの著作物の複製を防止し、又は抑止するための措置その他の著作権者の利

益を不当に害しないための措置として政令で定める措置を講じて行うものに限る。」と定めています。

そして、著作権法施行令第7条の3第2号ロでは、上記「複製を防止し、又は抑止するための措置」を「著作物の複製…（かっこ書き略）…を電磁的方法…（かっこ書き略）…により防止する手段であつて、著作物の複製に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物とともに送信する方式によるものを用い」と規定しています。

これは、本省令案の先例となるべきもので、法律の委任の範囲内で「防止する手段」に限定して「複製を防止し、又は抑止するための措置その他の著作権者の利益を不当に害しないための措置」を定めています。現行法第47条の2は、平成21年改正で追加された規定です。その規定を受けた令第7条の3第2号ロは、この改正法制定当時の技術的保護手段の定義規定に沿う表現で上記「措置」を定めています。

したがって、「複製を防止し、又は抑止するための措置」は技術的保護手段を用いることを意味するものであるというのが著作権法上の位置づけと解すべきです。

現行著作権法では、平成24年改正により「特定の反応をする信号を著作物とともに送信する方式によるもの」に加え、「当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物等に係る音若しくは映像を変換して送信する方式によるもの」も技術的保護手段とされました（法第2条第1項第20号）。

同じ著作権法において用いられる複製防止又は抑止「措置」は、同一の内容を意味すると解さなければ法体系・法解釈の統一性・整合性を欠くことになり、無用な混乱を招来することにもなります。

したがって、デジタル方式の複製を抑止又は防止する「措置」については、現行法の技術的保護手段の範囲内で定めるべきであり、「著作物等の利用に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物等に係る音若しくは映像

	を交換して送信する方式」の範囲内で定めるべきだと考えます。	
6. その他	指定報酬管理事業者が手数料、報酬、補償金などの取扱いもするようですが、管理事業者は、どういう基準で指定されるか。	新法では、①営利を目的としないこと、②構成員の加入・脱退が自由であること、③構成員の議決権・選挙権が平等であること、④権利者のためにその権利行使業務を自らの確に遂行するに足る能力を有することの要件を備える著作権等管理事業者について、その同意を得て、文化庁長官が指定を行うことができることとしています。

※このほか、今回の制度改正に関係しない意見が3件ございました。